

発行者情報

【表紙】	発行者情報
【公表書類】	令和 4 年 6 月 29 日
【公表日】	株式会社 S T G
【発行者の名称】	代表取締役社長 佐藤 輝明
【代表者の役職氏名】	大阪府八尾市山賀町六丁目82番地 2
【本店の所在の場所】	072-928-0212
【電話番号】	常務取締役管理本部長 白井 芳弘
【事務連絡者氏名】	宝印刷株式会社
【担当 J-Adviser の名称】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	東京都豊島区高田三丁目28番 8 号
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】
【電話番号】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【取引所金融商品市場等に関する事項】	03-3971-3392
	東京証券取引所 TOKYO PRO Market
	なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
	名称 株式会社証券保管振替機構
	住所 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 S T G
	https://www.stgroup.jp/
	株式会社東京証券取引所
	https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第38期	第39期	第40期
決算年月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
売上高 (千円)	2,446,387	1,980,483	3,501,336
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	188,262	△43,418	156,024
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	159,545	75,017	88,439
包括利益 (千円)	169,306	31,495	117,095
純資産額 (千円)	826,111	845,031	913,150
総資産額 (千円)	1,887,254	4,259,874	4,140,583
1株当たり純資産額 (円)	985.34	1,007.91	1,103.91
1株当たり配当額 (円)	15	15	15
(うち1株当たり中間配当額)	(一)	(一)	(一)
1株当たり当期純利益 (円)	194.47	89.48	106.54
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	189.23	87.12	103.70
自己資本比率 (%)	43.8	19.8	22.1
自己資本利益率 (%)	25.9	9.0	10.1
株価収益率 (倍)	16.7	36.3	30.5
配当性向 (%)	7.7	16.8	14.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	239,485	141,015	△8,489
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△322,324	△890,912	△355,507
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	150,745	1,240,077	△217,658
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	560,739	1,058,414	492,379
従業員数 (人)	234	691	682
(外、平均臨時雇用者数)	(89)	(110)	(113)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第40期の期首から適用しており、第40期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

昭和50年11月	当社初代社長 佐藤武幸が創業。ホーニング加工（注1）開始
昭和51年4月	大阪府東大阪市の金属鑄造企業と取引を開始。アルミニウムダイカスト（注2）の仕上加工開始
昭和57年6月	有限会社三輝ブラストを資本金3,000千円で大阪市平野区に設立。本社大阪工場の新社屋竣工
平成7年5月	株式会社三輝ブラストに改組
平成10年8月	マグネシウム粉塵爆発対策として湿式集塵機を開発（特許第3481487号）。半年後に販売を開始
平成10年9月	マグネシウム製品の一貫生産を目的として三島工場を静岡県三島市に設置
平成12年6月	本社大阪工場にてISO-9001認証取得
平成15年3月	三島工場にてISO-9001認証取得
平成16年4月	ブラスト加工装置を開発（特許第4249079号）
平成16年8月	本社大阪工場を大阪府八尾市に移転
平成16年9月	三島工場を静岡県沼津市に移転
平成18年5月	三輝特殊技研（香港）有限公司（現連結子会社）設立。中国深圳工場操業開始
平成19年4月	株式会社サンケンを吸収合併
平成23年6月	マグネシウムの鑄造から加工の一貫生産を行っている株式会社T O S E I を子会社化し生産プロセスを拡大
平成23年9月	タイ国アユタヤ県サハラタナナコン工業団地にてSANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED（現連結子会社）を設立
平成23年12月	三輝特殊技研（香港）有限公司が100%出資し、深圳市參輝精密五金有限公司（現連結子会社）を設立
平成24年5月	タイ工場操業開始
平成26年8月	全拠点にてISO-9001認証取得
平成27年4月	株式会社T O S E I を吸収合併し、株式会社S T Gに商号変更
平成29年2月	「バレルック」ブラスト装置 実用新案（第3208678号）登録
令和元年6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
令和3年3月	STX PRECISION (JB) SDN. BHD. の株式を取得し、連結子会社化

- （注） 1. 主として精密仕上げに用いる研削法。円柱状の回転工具側面に直方体の砥石を数個取り付け付けたホーンと呼ぶ工具を用いて穴の内面を精密にみがく。
2. 金型鑄造法のひとつで、金型に溶融した金属を圧入することにより、高い寸法精度の鑄物を短時間に大量に生産する鑄造方式。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、マグネシウム合金を中心とした、金型の設計・製造、金属部品の製造、機械加工、仕上げ、化成処理、塗装までを行う事業を展開しております。現在主力とする電子機器部品製造の事業領域を自動車部品など、大規模マーケットへと拡大し、これまで培った「精密成型」技術力をもとに、国内市場から世界市場への展開を目指しております。

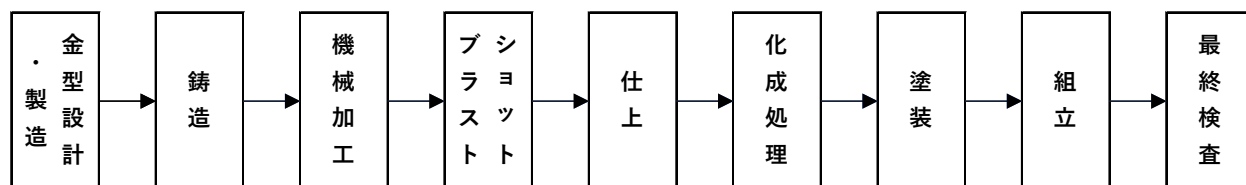
当社グループは、当社及び連結子会社4社（三輝特殊技研（香港）有限公司、深圳市参輝精密五金有限公司、SANKI EASTERN（THAILAND）COMPANY LIMITED、STX PRECISION（JB）SDN. BHD.）により構成されております。なお、当社グループは、金属部品製造及び加工事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

（金属部品製造及び加工事業）

金属部品製造及び加工事業の主力製品は、プロジェクター、高付加価値カメラ、自動車、コピー機、医療機器等のマグネシウム合金を中心とした金属部品であります。製品の特長といたしましては、軽量、薄肉高強度、放熱性良、電磁シールド性良等で、持ち運びや環境負荷の低減等で需要が見込まれる市場がターゲットとなります。

（製造工程）

金属部品製造及び加工事業の製造工程は次のとおりであります。

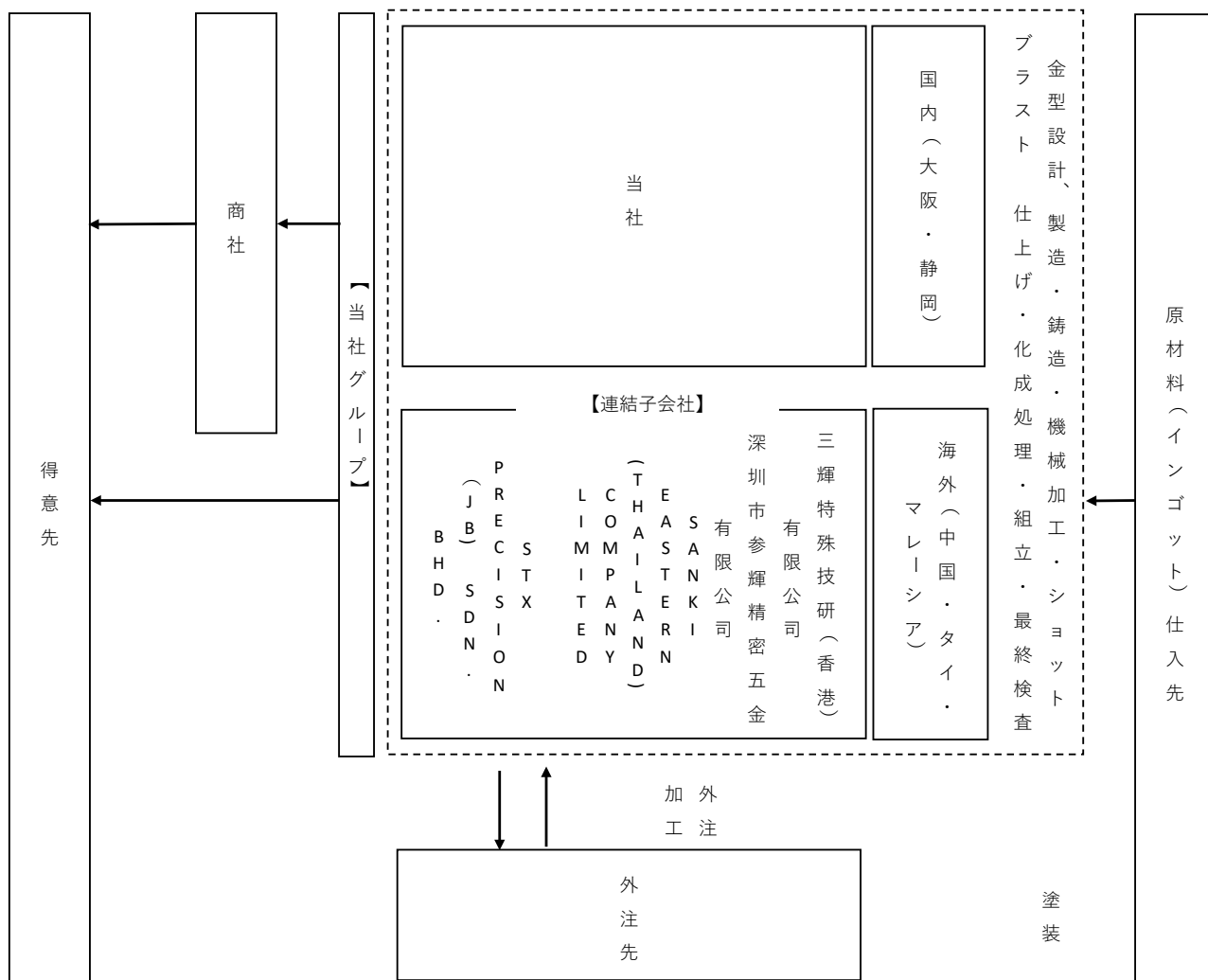


なお、製造工程のうち、一部は製品品質等に十分配慮のうえ、外注を行っています。

金型製造・塗装はマレーシア工場のみで行っております。

- | | |
|------------|--|
| ① 金型設計 | ・・・ 2D・3D CADを用いて鑄造の基となる、金型の設計を行います。 |
| ② 鑄造 | ・・・ ダイカスト法という成型法を用いて、金型に溶かした金属を射出して製造品を製造します。主な金属はアルミニウムとマグネシウムです。 |
| ③ 機械加工 | ・・・ マシニングセンタを使用した高精度の切削加工を行います。 |
| ④ ショットブラスト | ・・・ ショットブラスト機を使用して成型品のバリを落とします。 |
| ⑤ 仕上げ | ・・・ ヤスリやエアーツールを使用して手作業で表面仕上げを行います。 |
| ⑥ 化成処理 | ・・・ 金属の腐食を防ぐ防食や塗装の下地加工を行います。 |
| ⑦ 塗装 | ・・・ 製品の塗装を行います。 |
| ⑧ 最終検査 | ・・・ 各工程間でも検査を行いますが、三次元測定機を用いた精密な検査など完成品として入庫前に最終検査を行います。 |

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 三輝特殊技研（香港） 有限公司（注）2、3	中国・香港 金鐘道	2,392千HKD	各種金属製品 販売	100.00	当社との製商品の売買 取締役の兼任
深圳市参輝精密五金有 限公司（注）2	中国広東省深圳市	8,000千RMB	各種金属表面 加工	100.00 (100.00)	三輝特殊技研（香港）有限 会社が100%出資する、当 社の連結子会社（孫会社） であります。 取締役の兼任
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED（注）2、3	タイ・ アユタヤ	70,000千THB	マグネシウム 成型品の製造 販売	70.00 (5.00)	当社との製商品の売買 取締役の兼任
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.（注）2、 3	マレーシア・ ジョホールバル	12,730千MYR	アルミニウム 成型品の製造 販売	100.00	取締役の兼任

（注）1. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 三輝特殊技研（香港）有限公司、SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED、STX PRECISION (JB) SDN. BHD. は、令和4年3月期連結会計年度において売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。また、SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDは債務超過の状況にあります。

主要な損益情報等（日本基準）

三輝特殊技研（香港）有限公司

(1) 売上高	754百万円
(2) 経常利益	23百万円
(3) 当期純利益	22百万円
(4) 純資産額	264百万円
(5) 総資産額	387百万円

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED

(1) 売上高	733百万円
(2) 経常利益	△4百万円
(3) 当期純利益	△15百万円
(4) 純資産額	△78百万円
(5) 総資産額	787百万円

STX PRECISION (JB) SDN. BHD.

(1) 売上高	1,189百万円
(2) 経常利益	△3百万円
(3) 当期純利益	△19百万円
(4) 純資産額	732百万円
(5) 総資産額	1,674百万円

5 【従業員の状況】

（１）連結会社の状況

令和４年３月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
金属部品製造及び加工事業	672 （113）
全社（共通）	10 （0）
合計	682 （113）

- （注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均雇用人員を外数で記載しております。
- ２．当社グループの事業は、金属部品製造及び加工事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

（２）発行者の状況

令和４年３月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
57 (2)	44.3	10.0	4,004,230

セグメントの名称	従業員数（人）
金属部品製造及び加工事業	47 （3）
全社（共通）	10 （0）
合計	57 （3）

- （注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近１年間の平均人員を外数で記載しております。
- ２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- ３．当社の事業は、金属部品製造及び加工事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。なお、全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

（３）労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、また、年度末にはロシアによるウクライナ侵攻が勃発する等の影響も加わり、半導体不足、物流の停滞、原材料価格の高騰等、先行き不透明な状況が継続しております。わが国においても、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見えておらず、経済活動が抑制される措置が繰り返し講じられました。また、原油高、物価高騰等の影響も加わり、国内経済の低迷が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおいても、従業員の新型コロナウイルス感染リスクの低減と安全確保を図りながら事業活動を実施し、安定した製品供給に全力を尽くしております。また、令和3年3月31日付で、STX PRECISION (JB) SDN. BHD. (マレーシア)の株式を取得し、連結子会社としたため、当連結会計年度の業績に寄与しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、3,501百万円（前年同期比76.8%増）となりました。利益面では、原材料価格の高騰や、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等が発生したものの、生産性向上や業務効率化の結果、営業利益は87百万円（前年同期は43百万円の営業損失）、経常利益は156百万円（前年同期は43百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は88百万円（前年同期比17.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ566百万円減少し、492百万円（前連結会計年度比53.5%減）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、8百万円の支出（前連結会計年度は141百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益134百万円、減価償却費212百万円、棚卸資産の増加208百万円、未払金の減少181百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、355百万円の支出（前連結会計年度は890百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出312百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、217百万円の支出（前連結会計年度は1,240百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入347百万円、長期借入金返済による支出442百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、金属部品 casting 及び加工事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比 (%)
金属部品 casting 及び加工事業 (千円)	2,770,067	193.0
合計 (千円)	2,770,067	193.0

(注) 金額は、製造原価によっております。

(2) 受注実績

当社グループは、主要顧客から年間予定を受領し、年間計画を作成しております。このため、受注実績の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社グループは、金属部品鋳造及び加工事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	前年同期比 (%)
金属部品鋳造及び加工事業 (千円)	3,501,336	176.8
合計 (千円)	3,501,336	176.8

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
甲信工業 (株)	503,059	25.4	663,497	19.0
C B C (株)	721,720	36.4	826,009	23.6
AXIS COMMUNICATIONS AB	—	—	618,252	17.7

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(1) 資金調達の多様化

当社グループの資金調達は、現在、特定投資家への公募増資、ベンチャーキャピタルからの出資及び金融機関からの借入に限定されております。電気自動車等に代表される軽量化の波が大きく、またマグネシウムダイカストへの期待が大きいほど、競合する相手は資金調達能力が高い海外部品メーカーとなります。このため、資金調達の多様化を早急に図ることは今後の成長戦略を描くうえで、喫緊の課題であります。

(2) 社会的信用・知名度の向上

当社グループは最終製品を製造するメーカーから見て、2次下請けになることが多々あります。国内でマグネシウムダイカストを扱うメーカーが非常に少数であるため、技術的にマグネシウムダイカストを利用したいメーカーはたくさんあると思われますが、一中小企業であることが障壁になっていることがないとは言えない状態です。

(3) 優秀な人材の確保

企業の成長には、人材は必須です。しかしながら、中小企業を取り巻く採用環境は非常に厳しいものがあります。ものづくりをしたいと考えていただける人材に、当社グループを知っていただきたいという想いが強くあります。

(4) 経営基盤の充実強化

経営基盤の充実強化には、ヒト・モノ・カネが欠かせません。また、コーポレート・ガバナンスが十分に機能している組織、ステークホルダーに対する充実した情報開示、コンプライアンスを徹底的に意識した経営など、当然にあるべき姿が根付くための体制の充実・持続を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 市場環境について

当社グループは、各種製品軽量化を主眼においた金属製品鋳造及び加工を行っております。各メーカーにはそれぞれの開発サイクルがあり、特に精密機器メーカーにおける開発予算の圧縮、開発スケジュールの変更やモデルチェンジサイクルの変化等の影響を受ける可能性があります。

② 特定分野への依存について

当社グループは、精密機器分野の受注が多く、複数の顧客と取引を行うことでリスク分散を図っておりますが、感染症等による影響により、当該分野の景気が悪化した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

③ 顧客の財務状況について

当社グループは、顧客について信用調査をした上で取引を行っておりますが、係る調査が効果的ではない可能性があり、事業環境の変化等により、当社の顧客が支払不能、倒産等に陥った場合、係る顧客から売掛債権を回収できず、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

④ 法的規制について

当社グループの事業においては、製造物責任法等の各種法令やガイドライン等による規制を受けております。こうした法令の制定や改正等、当社グループの事業に関する事項が規制を受けた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑤ 為替変動について

当社グループは、関係会社を通じて、グローバルに原材料の調達及び製品の供給を行い事業を展開しております。当社グループは連結財務諸表を作成するにあたり、在外子会社の財務諸表を円貨に換算する必要があるため、当該子会社の財務諸表の各項目は、換算時の為替レートの変動の影響を受けます。過去の為替レートと比較し、円高となる場合には、円換算額が表面上減少することになります。

また、為替レートの変動は、外貨建てで取引されている原材料、製品の販売価格等にも影響を与える可能性があります。

⑥ 海外事業展開について

当社グループは、アジアを中心に海外事業展開をしております。海外においては、政治、経済情勢の変化、関税（貿易協定や環太平洋パートナーシップ（TPP）協定）等の国際取引情勢の変化、予期しえない法規制の変更、自然災害、テロ、戦争、伝染病の流行等による社会的又は経済的な混乱、労働賃金のコストアップ、慣習等に起因する予測不可能な事態の発生等、それぞれの国や地域固有のリスクが存在します。係るリスクに関して、当社グループでは仕入先の拡充・販路の拡大等によりリスク分散を行っておりますが、これらのリスクが顕在化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑦ 原材料価格について

当社グループの製品は、マグネシウム合金及びアルミニウム合金を主原料としております。原材料の市場価格が変動した場合、一般的には取引先との合意により販売価格に転嫁することになっております。しかしながら、販売価格への転嫁は後追いとなるため、市場価格の上昇局面においては、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業の運営体制に関するリスク

① 特定経営者への依存について

当社の代表取締役である佐藤輝明は、当社の経営方針や戦略の決定をはじめ、営業、製造技術の各方面の事業推進において重要な役割を果たしており、その決定により当社の事業が左右される可能性があります。当社グループでは、過度に特定の人物に依存しない体制を構築すべく組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経

営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏の当社グループでの業務執行が困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社グループは、事業の拡大に応じて従業員の育成や採用を行っております。しかしながら、当該施策が適時適切に進行しなかった場合、もしくは業務執行上重要な役割を担う役職者が予期せず退社した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスの充実に多様な施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

④ 特定の仕入先で依存度の高い取引について

当社グループの金属部品鋳造及び加工事業における原材料は、主として小野田森村マグネシウム株式会社及び日本マテリアル株式会社から仕入れており、関係は良好であると認識しております。しかしながら、両社との取引が何らかの事情で継続できなくなった場合、一時的な混乱が生じ、事業の効率的な運営に悪影響が生ずる可能性があります。

⑤ 機密保持について

当社グループは、事業の性格上、新製品開発に関する顧客の機密情報を取り扱う機会が多いことから、機密保持を経営上の最重要課題と認識しております。ハードとソフトの両面から総合的な管理を行うとともに、定期的な社内教育の実施により当社グループの機密保持レベルの向上に努めております。しかしながら、不測の事態により、万一、機密情報が外部へ漏洩するようなこととなった場合、当社グループの信用失墜に伴う受注の減少や損害賠償による費用の発生等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 製品の品質について

当社グループは、品質管理活動に継続的に取り組んでおります。また、当社グループの過失により製造物の欠陥が発生した場合に備え、賠償責任保険に加入しております。しかしながら、製造物の欠陥が生じた場合は、損害賠償による多額の費用発生や社会的信用の低下により、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑦ 工場の環境整備について

当社グループは、廃棄物削減、地球温暖化や大気汚染防止、有害物質の処理等に関して様々な環境規制の適用を受けております。当社グループは、環境整備活動を重要な方針の一つとして掲げ、工場の環境整備を進めております。しかしながら、自然災害や事故により不測の環境汚染が生じる場合、当社グループが現在稼働させている工場用地等において汚染物質が発見された場合、新たな環境規制の施行によって多額の費用が発生した場合、環境規制を遵守できない場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑧ 工場における火災等について

当社グループは、原材料の保管を厳格に行い、それに起因する火災等の発生を防止する体制を整備しております。しかしながら、取り扱う原材料の特性から火災等が万一発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑨ 工場の安全対策について

当社グループの事業においては、切断用機械等、従業員の作業上、危険を伴う設備を数多く保有しております。従業員の安全を守るための作業上の基準を設けておりますが、不慮の事故等が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

⑩ 資金調達に関するリスクについて

当社グループでは、運転資金や設備投資資金の一部を金融機関からの借入により調達しており、有利子負債額

は令和3年3月末時点で2,607百万円(負債及び純資産合計に対する割合は61.22%)、令和4年3月末時点で2,512百万円(60.67%)となります。

今後、新たな設備投資の実行に伴い負債が増加する可能性があり、金利の急激な変動や金融情勢の変化によって計画どおり資金調達ができなかった場合には、設備投資や新規事業が制約される等当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

⑪ 新規事業について

当社グループでは、新規事業の必要性を十分検討した上で、事業開発をおこなってまいります。市場環境の影響で顧客の獲得や製品の販売に結びつかなかった場合、当社グループの事業、経営成績及び財務状態に影響が及ぶ可能性があります。

このため当社グループでは、顧客ニーズに対して、製造方法、素材を拡充するなど、より幅広い分野の顧客を開拓することを目的として、新規事業の創出を検討しております。

(3) 自然災害、事故災害、感染症等に関するリスク

当社グループでは、主要工場の操業停止の影響を最小限にするため、生産拠点を分散するとともに、全拠点において一定規模の災害を想定して建物、機械装置等の安全性確保、各種防災機器の設置等の施策を講じておりますが、想定を超える大規模な災害や感染症の流行等が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

(4) その他のリスク

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、ストックオプション(新株予約権)を発行しております。本発行者情報公表日現在、新株予約権による潜在株式総数は51,000株であり、発行済株式総数838,400株の6.08%に相当します。今後、これらの新株予約権が行使された場合、当社グループの1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

② 配当政策について

当社は、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。

今後も、内部留保を積み上げ、将来的な経営成績及び財政状態を勘案しながら、継続的な株主への剰余金の配当を目指していく方針であります。

③ 資金使途について

特定投資家向け取得勧誘による調達資金の使途については、製造設備の拡充等に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境により当初の計画に沿って資金を充当したとしても、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。

④ 固定資産の減損について

当社グループは、工場建物、生産用の機械装置等の固定資産及びソフトウェア資産を保有しております。固定資産の貸借対照表計上額につきましては、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積りに基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価しております。しかしながら、競合やその他の理由によって事業収益性が低下し、当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合、減損の認識が必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ M&Aや戦略的事業提携に関するリスク

当社グループは、製造拠点を確保するため、M&Aや戦略的事業提携を行うことも、事業戦略上の選択肢の一つと認識しております。

M&Aや事業提携の個別案件については、事前に十分な検討や資産査定を行い、各種リスク要因の低減に努める方針ですが、事前に想定されなかった事象が発生した場合、又はM&Aや事業提携に見合う効果が創出されなかった場合には、今後の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日現在において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下、「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 1 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提

出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社化となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1 カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりま

せん。

5 【経営上の重要な契約等】

当社の子会社であるSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. は、運転資金として、国際協力銀行及び池田泉州銀行との間で、令和3年7月30日に協調融資総額2,618千ドルとする借入契約を締結しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、本項に記載した将来や想定に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社グループが判断したものであります。

将来や想定に関する事項には、不確実性を内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。特に以下の重要な会計方針の適用が、その作成において用いられる見積りにより、当社グループの連結財務諸表に大きな影響を及ぼします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による会計上の見積りへの影響については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(追加情報)」に記載しております。

a. 棚卸資産の評価

当社グループは、棚卸資産を取得原価で測定しておりますが、正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味売却価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味売却価額が著しく下落した場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

b. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、「税効果会計に係る会計基準（平成10年10月30日企業会計審議会）」に基づき、認められる額を計上しております。当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、今後の事業計画及び将来減算（加算）一時差異の解消スケジュール等を基にいわゆるタックス・プランニングを検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果将来実現が困難と判断される繰延税金資産については、評価性引当額を計上しております。将来の業績及び課税所得実績の変動により、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

c. 固定資産の減損

当社グループは、収益性の低下や時価の下落といった兆候の見られる固定資産につきましては、減損損失の認識の判定を行い、必要に応じて減損処理を実施しております。

将来の収益性の低下や時価の下落等により、これら固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

d. 有価証券の減損

当社グループは、関係強化のための政策投資を目的として株式を保有しております。時価が取得価額

に比べて著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、合理的な基準に基づく減損処理を行うこととしております。時価のあるものにつきましては期末時価が帳簿価額を50%以上下回った場合に、減損処理を実施しております。また時価の下落が30%超50%以下の場合、過去1年間に一度でも30%未満に回復していない株式に限り、期末時価に基づいて減損処理を実施しております。投資先の業績や株式市場の動向によりこれら投資の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ308百万円減少し、2,050百万円となりました。これは主に、「現金及び預金」が566百万円減少したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ189百万円増加し、2,090百万円となりました。これは主に、「有形固定資産」が168百万円、「無形固定資産」が12百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ211百万円減少し、1,729百万円となりました。これは主に、「買掛金」が104百万円増加し、「1年内返済予定の長期借入金」が121百万円、「未払金」が175百万円減少したことによるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ23百万円増加し、1,498百万円となりました。これは主に、「長期借入金」が63百万円増加し、「繰延税金負債」が41百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べ68百万円増加し、913百万円となりました。これは主に、「利益剰余金」が75百万円増加したほか、「自己株式」が取得したことにより36百万円減少によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産能力の増強などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。当社グループの設備投資の総額は312,297千円で、その主なものは次のとおりであります。

本社 工場改修費用 22,860千円

本社 3Dプリンター、三次元測定機、複合加工機等 82,380千円

本社 ダイカストマシン（子会社設置分） 104,647千円

静岡工場 検査自動化装置、測定器 13,326千円

本社 連結会計システム、原価計算システム、開示決算システム 12,211千円

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、金属部品鋳造及び加工事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

（1）発行者

令和4年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
大阪本社・工場 (大阪府八尾市)	金属製品加工 設備	48,583	203,782	— (—) [991.74]	1,878	254,243	27 (2)
静岡工場 (静岡県伊豆市)	金属製品生産 加工設備	1,726	12,722	16,601 (6,909.68)	86	31,135	30 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計額であります。

2. 土地の一部を賃借しております。年間賃借料は15,313千円であります。なお、賃借している土地の面積は〔 〕で外書しております。

3. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイトを含みます。）を外書しております。

（2）在外子会社

令和4年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	リース資産	その他	合計	
深圳市参輝精密 五金有限公司	(中国広東 省)	金属表面 加工設備	—	102,794	19,381	83	122,260	61 (0)
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	(タイ・アユ タヤ)	マグネシ ウム 成型品製 造設備	37,010	354,400	—	79,575	470,986	148 (110)
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	(マレーシ ア・ジョホール バル)	アルミニ ウム成型 品製造設 備	405,666	353,081	10,809	10,762	780,320	416 (0)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定の合計額であります。

2. 従業員数は、正社員（グループ内から子会社への出向者を含み、子会社からグループ内への出向者を除く。）

総数であり、従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
発行者	静岡工場 (静岡県 伊豆市)	金 属 部 品 鑄 造 及 び 加 工	鑄造機、CNC機械 等の機械装置	107.3	—	ファイナ ンス・リ ース	令和4年 4月	令和4年 5月	生 産 能 力 10 % 増
深圳市参 輝精密五 金有限公 司	中国工場 (中国 広東省 深圳市)	金 属 部 品 鑄 造 及 び 加 工	鑄造機、CNC機械 等の機械装置	78.8	54.2	自己資金 (注) 2	令和元年 9月	未定 (注) 3	生 産 能 力 10 ~ 15%増

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 令和元年6月26日の東京証券取引所 TOKYO PRO Marketの上場の際し、調達した資金を充当いたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、完了予定年月を令和2年7月から未定へ変更しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	連結会計年度末現在発行数 (株) (令和4年3月31日)	公表日現在発行数 (株) (令和4年6月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,047,200	2,208,800	838,400	838,400	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	3,047,200	2,208,800	838,400	838,400	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式 51,000 株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成28年4月1日 臨時株主総会及び取締役会決議)

区分	最近事業年度末現在 (令和4年3月31日)	公表日の前月末現在 (令和4年5月31日)
新株予約権の数(個)	510	510
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000(注)1、5	51,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2、5	1,800(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年4月2日 至 令和8年4月1日	自 平成30年4月2日 至 令和8年4月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注)5	発行価格 1,800 資本組入額 900 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「募集株式発行前の株価」を「処分前の株

価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

- 5. 平成30年8月10日開催の取締役会決議により、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
令和元年6月26日	76,600	838,400	124,475	195,062	124,475	124,475

(注) ブックビルディング方式に準拠した特定投資家向け取得勧誘による新株式の発行

発行価格 3,250円

資本組入額 1,625円

割当先 法人15社 個人1名

(6) 【所有者別状況】

令和4年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	－	1	－	23	－	1	14	39	－
所有株式数 (単元)	－	92	－	1,647	－	100	6,545	8,384	－
所有株式数 の割合 (%)	－	1.10	－	19.64	－	1.19	78.07	100.00	－

(注) 自己株式11,200株は、「個人その他」に112単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

令和4年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
佐藤 輝明	大阪府堺市北区	264,000	31.91
TNP中小企業・ベンチャー企業成長 応援投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市港北区新横浜3-6-1	119,300	14.42
佐藤 武幸	大阪府八尾市	77,800	9.40
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋2-3-4	70,000	8.46
兼光 喜彦	大阪府八尾市	40,000	4.83
ごうぎんキャピタル3号投資事業有 限責任組合	島根県松江市白潟本町71番地	40,000	4.83
森田 泰成	静岡県伊東市	34,000	4.11
KSP3号B投資事業組合	神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1	26,100	3.15
KSP4号投資事業有限責任組合	神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1	20,000	2.41
株式会社エコリング	兵庫県姫路市飾磨区恵美酒213	15,400	1.86
計	—	706,600	85.42

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数（11,200株）を控除して算出しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和4年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 11,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 827,200	8,272	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	838,400	—	—
総株主の議決権	—	8,272	—

② 【自己株式等】

令和4年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （%）
（自己保有株式） 株式会社STG	大阪府八尾市山賀町 六丁目82番地2	11,200	—	11,200	1.33
計	—	11,200	—	11,200	1.33

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権

決議年月日	平成28年4月1日（臨時株主総会及び取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名、当社従業員 21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失等により、本発行情報公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社従業員21名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法115条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会（令和3年6月28日）での決議状況 （取得期間令和3年6月28日～令和4年6月28日）	11,200	40,000,000
最近事業年度前における取得株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 （令和3年4月1日～令和4年3月31日）	11,200	40,000,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
公表日現在の未行使割合(%)	0	9

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総 額(円)	株式数 (株)	処分価額の総 額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	11,200	—	—	—

3 【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は期末配当、中間配当の年2回を基本方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり15円としております。

今後につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために、必要な内部留保を優先的に確保しつつ、毎期の利益水準を勘案した上で、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、株式分割、株主優待制度等による利益還元についても今後検討を行ってまいります。

なお、当社は定款において、取締役会の決議により、毎年9月末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
令和4年6月28日 定時株主総会決議	12,408	15

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第38期	第39期	第40期
決算年月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
最高(円)	3,250	3,250	3,250
最低(円)	3,245	3,250	3,250

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は、令和元年6月26日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。
- それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	令和3年10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月
最高(円)	—	—	—	3,250	—	—
最低(円)	—	—	—	3,250	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 令和3年10月から令和3年12月及び令和4年2月から令和4年3月までは、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性一名 (役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表取締役 社長	－	佐藤 輝明	昭和41年 10月24日生	平成元年4月 株式会社日通商事入社 平成6年4月 有限会社三輝プラス（現当社）入 社 平成11年6月 株式会社三輝プラス（現当社）取 締役 就任 平成18年5月 三輝特殊技研（香港）有限公司設立 に伴い同社董事長 就任（現任） 平成19年4月 株式会社三輝プラス（現当社）取 締役専務 就任 平成21年4月 当社 代表取締役社長 就任（現 任） 平成23年9月 SANKI EASTERN(THAILAND)COMPANY LIMITED 代表取締役 就任（現任） 令和3年4月 STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役（現任）	(注) 4	(注) 6	264,000
専務取締役	－	森田 泰成	昭和46年 3月27日生	平成5年4月 株式会社T O S E I 入社 (注) 1 平成19年10月 同社 取締役 就任 平成21年3月 同社 専務取締役 就任 平成23年9月 SANKI EASTERN(THAILAND)COMPANY LIMITED取締役 就任（現任） 平成27年4月 当社 専務取締役 就任（現任）	(注) 4	(注) 6	34,000
常務取締役	－	林 忠徳	昭和47年 7月8日生	平成9年4月 株式会社三輝プラス（現当社）入 社 平成18年6月 三輝特殊技研（香港）有限公司 工 場長 平成20年4月 同社 総経理 平成23年9月 SANKI EASTERN(THAILAND)COMPANY LIMITED取締役 就任（現任） 平成23年12月 深圳市参輝精密五金有限公司 代表 人 就任（現任） 平成27年4月 当社 常務取締役 就任（現任） 平成28年2月 三輝特殊技研（香港）有限公司 董 事 就任（現任）	(注) 4	(注) 6	7,000
常務取締役	－	白井 芳弘	昭和40年 9月18日生	平成元年4月 株式会社紀陽銀行 入行 平成19年1月 同行 経営企画部部長代理 平成24年4月 同行 熊取支店長 平成25年7月 同行 羽倉崎一日根野連合店統括支 店長 平成26年10月 同行 東京支店副支店長 平成27年4月 阪和信用保証株式会社へ出向 平成29年4月 当社へ出向 管理本部長 平成30年6月 当社 常務取締役 就任（現任） 令和3年4月 STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役（現任）	(注) 4	(注) 6	－
取締役	－	佐々木 智一	昭和47年 1月24日生	平成6年4月 長瀬産業株式会社入社 平成12年4月 佐々木化学薬品株式会社入社 平成18年10月 同社代表取締役（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任） 令和3年7月 一般社団法人京都試作ネット 代表理事（現任）	(注) 4	(注) 6	－
取締役	－	鈴木 昭彦	昭和34年 7月4日生	昭和57年4月 加賀電子株式会社入社 昭和63年4月 同社関西営業所所長 平成5年2月 株式会社ネクストン設立 代表取締役（現任） 平成12年10月 株式会社フォルテック設立 代表取締役（現任） 平成15年6月 一般社団法人コンピューターソフト ウェア倫理機構 理事長（現任） 平成30年1月 株式会社五健堂 社外監査役（現任） 令和3年8月 株式会社ネクストン分社により	(注) 4	－	－

				株式会社エスコポーレーション設立 代表取締役（現任） 令和4年6月 当社取締役（現任）			
常勤監査役	—	平井 洋行	昭和26年 3月19日生	昭和48年4月 日本鉱業株式会社 入社 平成13年7月 タツタ電線株式会社に出向 平成14年4月 同社へ転籍 執行役員 就任 平成16年6月 同社 取締役 就任 平成18年2月 大阪地方裁判所労働審判員 平成18年6月 同社 取締役常務執行役員 就任 平成19年6月 同社 常務取締役執行役員 就任 平成22年6月 同社 専務取締役執行役員 就任 平成23年6月 同社 常勤監査役 就任 平成26年3月 大阪府労働委員会使用者委員（現任） 平成28年6月 当社 常勤監査役 就任（現任）	(注) 5	(注) 6	—
監査役	—	大貫 篤志	昭和43年 9月7日生	平成2年10月 有限責任監査法人トーマツ 入社 平成13年1月 株式会社TNPパートナーズ入社 平成15年1月 シコー株式会社 出向 同社 取締 役就任 平成16年3月 株式会社TNPパートナーズ退社シ コー株式会社 常務取締役管理部長 就任 平成18年6月 株式会社ユビキタスA I コーポレー ション 監査役就任 平成20年2月 大貫篤志税理士事務所開業 平成21年9月 税理士法人E&M設立 代表社員 （現任） 平成22年9月 株式会社TNPパートナーズ 監査 役就任 平成26年10月 株式会社ルネッサンス 監査役 平成30年4月 筑波精工株式会社 社長室長 平成30年4月 株式会社PM&C 代表取締役 平成31年4月 当社 監査役 就任（現任） 令和元年5月 Neoprecision therapeutics株式会社 （現株式会社NPT） 監査役就任 令和2年1月 株式会社芝浦パートナーズ 代表取締 役就任 令和3年1月 株式会社NPT 取締役管理部長 （現任）	(注) 5	(注) 6	—
監査役	—	高安 鍊太郎	昭和47年 1月24日生	平成4年4月 三菱自動車工業株式会社（現三菱ふ そうトラック・バス株式会社）入社 平成5年3月 有限会社鳥龍舎入社 平成19年1月 有限責任監査法人トーマツ入社 平成23年6月 みずほ証券株式会社入社 平成23年9月 株式会社アール・アンド・カンパニ ー設立 代表取締役（現任） 令和2年11月 MakeHouse株式会社 社外監査役（現 任） 令和3年2月 iRiek. 株式会社設立 代表取締役 （現任） 令和3年3月 税理士法人Wells Accounting設立 代 表社員（現任） 令和3年6月 株式会社シキノハイテック 取締役 （現任） 当社 監査役 就任（現任） 令和3年10月 ギークピクチュアズ 監査役就任 （現任）	(注) 7	(注) 6	—
計							305,000

(注) 1. 略歴中に記載されている株式会社TOSE Iは、平成27年4月に当社と合併しており、同時に商号を株式会社三輝プラスから株式会社STGに変更いたしました。「第一部 企業情報 第2 企業の概況 2 沿革」をご参照下さい。

2. 取締役 佐々木 智一及び取締役 鈴木 昭彦は、社外取締役であります。

3. 監査役 大貫 篤志及び高安 鍊太郎は、社外監査役であります。

4. 取締役の任期は、令和4年6月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 監査役 平井 洋行及び大貫 篤志の任期は、平成31年4月1日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査役 高安 鍊太郎の任期は、令和3年6月28日開催の定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 令和4年3月期における役員報酬の総額は65,770千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社グループは、企業価値が認められ継続的かつ安定した成長を続けていくために、株主重視の経営を基本方針とし、従来から取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指す一方で、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして捉え、経営環境の変化に対応すべく、経営の効率化・意思決定の迅速化や経営監督機能を充実するための各種施策に取り組んでおります。

① 企業統治の体制

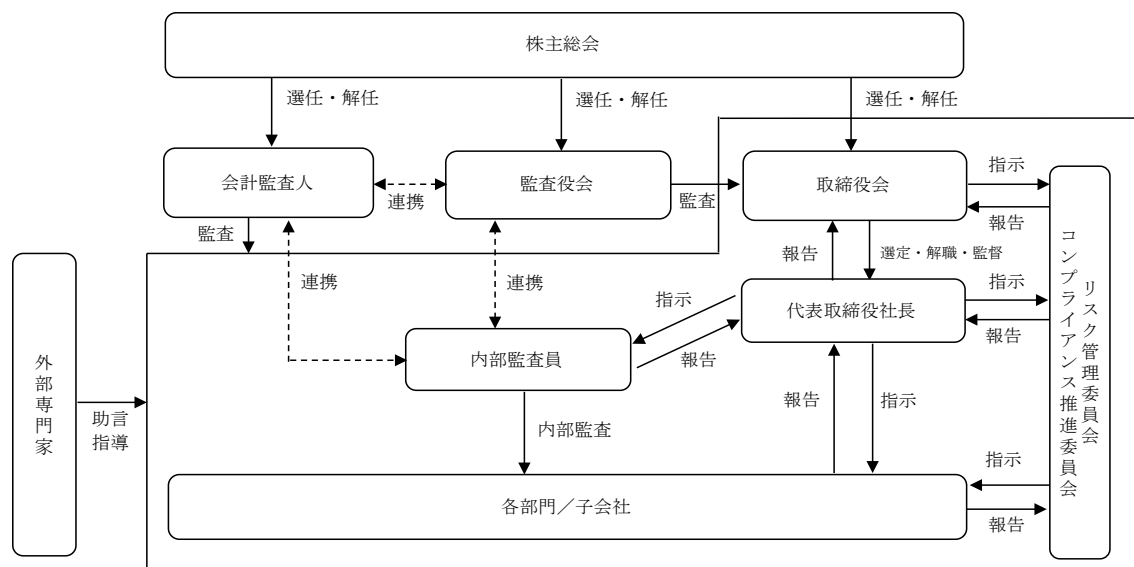
a. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役6名（内、社外取締役2名）で構成されております。定時取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役3名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会は監査役3名（内、社外監査役2名）によって構成されております。監査役は監査役会を原則毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

b. 会社の機関・内部統制の模式図



c. 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」並びに「その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、平成30年6月開催の取締役会において、内部統制システムに関する社内ガイドライン「内部統制の構築に関する基本方針について」を決議いたしました。

当社の「内部統制システムの構築に関する基本方針」の内容は以下のとおりです。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」及び「リスク管理委員会」を設置する他、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
 - (2) 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告・相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
 - (3) 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
 - (4) 代表取締役社長直轄である内部監査員は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。
 - (5) 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
 - (6) 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 当社は業務上取り扱う情報について、「秘密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
 - (2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
 - (3) 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、リスク・マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク・マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
 - (2) 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
 - (3) 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「防災管理規程」「防火管理規程」に則り、管理及び対策を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続きについて定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
 - (2) 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
 - (3) 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
 - (4) 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。
 - (5) 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
 - (6) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査員が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
 - (2) 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - (3) 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。

- (4) 当社の内部監査員は、子会社の内部監査を定期的に行う。
- (5) 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。
- 6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- 7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - (2) 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - (3) 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。
- 8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、内部監査員及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
 - (3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

d. リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクの発生をできる限り防止するために、重要事項についての適法性等に関しては、顧問弁護士からは法的な助言を受け、監査法人からは任意監査及びそれに付随するアドバイスを受けております。なお、当社は、法令の遵守並びに企業の社会的責任達成のため、コンプライアンス管理体制を構築しており、リスク管理委員会・コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定しております。また、当社グループにおけるコンプライアンスにかかる通報機能及び相談機能を強化するため、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報体制を構築し、また当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行う事を禁止しております。

② 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査につきましては、社長直轄として内部監査員を配置しており、現在、当社社員1名で運営しております。内部監査員は、内部監査規程に基づき、毎期監査計画を策定し、その監査計画に従って、業務監査及び会計監査を実施するとともに、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。また、必要に応じて監査役・監査法人との連携を図り、効率的な監査の実施に努めております。

また、監査役監査につきましては、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で実施しております。その状況につきましては、「① 企業統治の体制 a. 企業統治の体制の概要」に記載しております。

③ 会計監査の状況

会計監査は、EY新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な会計監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い、適正な会計処理に努めております。

継続監査期間 5年間

業務を執行した公認会計士は、以下の通りであります。

指有限責任社員 業務執行社員 栗原裕幸

指有限責任社員 業務執行社員 中尾志都

(注) 継続監査年数は7年を超えておりません。

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名、会計士試験合格者6名、その他3名であります。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外より取締役2名を選任することで客観的見地から取締役会の業務遂行に対する監視機能を強化しており、社外取締役佐々木智一氏及び社外取締役鈴木昭彦氏は長年の企業経営実務経験から、企業経営に関する豊富な知見を有しております。尚、両氏と当社との間に資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外監査役の大貫篤志氏及び高安鍊太郎氏は当社との間に資本的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

せん。2名は、長年の豊富な職務経験と知見等に基づき、当社の経営全般において独立性を確保した立場から適切な提言をいただくことを目的として、公平・中立な立場から経営を監査・監督していただくため、社外監査役として選任しております。

また、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、候補者の経験及び当社との取引関係その他の利害関係の有無等を考慮したうえで、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とすることとしております。

⑤ 役員の報酬等

a. 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	51,570	45,600	—	5,970	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	8,400	8,400	—	—	—	1
社外役員	5,800	5,800	—	—	—	4

(注) 1. 上記賞与の額は、当事業年度の役員賞与引当金繰入額(5,475千円)が含まれております。

2. 上記には、令和3年7月28日をもって辞任した、社外監査役1名が含まれています。

b. 発行者の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬限度額については、令和元年6月27日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、その配分方法は取締役会一任とする旨決議されております。また、監査役の報酬限度額については、平成28年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内とする旨決議されております。

⑥ 株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄
貸借対照表計上額の合計 13,780千円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株) 紀陽銀行	10,000	13,780	関係強化のための政策投資

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）	保有目的
（株）農業総合研究所	5,000	2,115	純投資
アイ・ケイ・ケイ（株）	2,000	1,240	純投資
（株）五健堂	7,500	30,000	純投資

⑦ 取締役の定数

当社は取締役を7名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の選任の決議要件の内容

当社は、取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年9月末日の最終株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨について定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件の内容

当社は会社法第309条第2項の定めによる決議は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とすることとしております。

（２）【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	24,800	—
連結子会社	—	—
計	24,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社のうち海外子会社3社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務に基づく報酬として11,599千円を支払っております。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】
該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】
該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加するなど、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,058,414	492,379
受取手形及び売掛金	778,122	—
売掛金	—	733,733
電子記録債権	30,506	24,760
製品	114,612	153,994
仕掛品	173,221	262,821
原材料及び貯蔵品	142,977	237,193
その他	108,291	183,708
貸倒引当金	△47,119	△38,358
流動資産合計	2,359,026	2,050,233
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,191,322	1,293,338
減価償却累計額	△721,601	△800,352
建物及び構築物(純額)	※3 469,721	※3 492,986
機械装置及び運搬具	1,925,957	2,226,853
減価償却累計額	△1,045,798	△1,205,563
機械装置及び運搬具(純額)	※1 880,158	※1 1,021,289
土地	16,601	16,601
建設仮勘定	218	6,658
その他	361,427	400,898
減価償却累計額	△243,069	△284,979
その他(純額)	118,358	115,918
有形固定資産合計	1,485,057	1,653,455
無形固定資産		
借地権	※3 203,448	※3 208,350
その他	14,636	22,724
無形固定資産合計	218,085	231,075
投資その他の資産		
投資有価証券	21,295	47,135
差入保証金	15,384	10,386
繰延税金資産	35,385	22,732
その他	125,640	125,564
投資その他の資産合計	197,705	205,819
固定資産合計	1,900,847	2,090,349
資産合計	4,259,874	4,140,583

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	317,497	421,978
短期借入金	※3 794,400	※3 766,153
1年内償還予定の社債	10,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※3 424,201	※3 302,930
未払金	290,522	114,856
未払法人税等	1,622	6,135
賞与引当金	13,056	15,095
役員賞与引当金	3,926	4,860
その他	85,513	97,383
流動負債合計	1,940,739	1,729,393
固定負債		
長期借入金	※3 1,379,216	※3 1,443,094
繰延税金負債	57,487	16,139
退職給付に係る負債	31,820	38,419
その他	5,580	384
固定負債合計	1,474,103	1,498,038
負債合計	3,414,843	3,227,432
純資産の部		
株主資本		
資本金	195,062	195,062
資本剰余金	124,475	124,475
利益剰余金	537,944	613,807
自己株式	—	△36,400
株主資本合計	857,481	896,945
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	365	△2,521
為替換算調整勘定	△12,815	18,726
その他の包括利益累計額合計	△12,450	16,205
純資産合計	845,031	913,150
負債純資産合計	4,259,874	4,140,583

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上高	1,980,483	※1 3,501,336
売上原価	※2 1,439,050	※2 2,716,208
売上総利益	541,433	785,127
販売費及び一般管理費	※3 585,173	※3 697,723
営業利益又は営業損失(△)	△43,740	87,403
営業外収益		
受取利息	457	408
受取配当金	350	368
為替差益	—	33,630
補助金収入	11,506	60,000
雇用調整助成金	32,786	6,947
その他	9,745	6,892
営業外収益合計	54,846	108,247
営業外費用		
支払利息	16,284	31,312
為替差損	6,928	—
特別休暇関連費用	30,285	6,694
その他	1,025	1,619
営業外費用合計	54,523	39,626
経常利益又は経常損失(△)	△43,418	156,024
特別利益		
負ののれん発生益	188,491	—
特別利益合計	188,491	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 402	※4 435
減損損失	※5 65,539	—
臨時休業関連損失	※6 6,223	※6 21,029
特別損失合計	72,165	21,464
税金等調整前当期純利益	72,907	134,559
法人税、住民税及び事業税	13,168	18,466
法人税等調整額	△15,279	27,653
法人税等合計	△2,110	46,120
当期純利益	75,017	88,439
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	75,017	88,439

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益	75,017	88,439
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,885	△2,886
為替換算調整勘定	△45,407	31,542
その他の包括利益合計	※1, ※2 △43,522	※1, ※2 28,656
包括利益	31,495	117,095
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	31,495	117,095
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	195,062	124,475	475,502	—	795,039
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△12,576		△12,576
親会社株主に帰属する 当期純利益			75,017		75,017
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	62,441	—	62,441
当期末残高	195,062	124,475	537,944	—	857,481

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△1,520	32,591	31,071	826,111
当期変動額				
新株の発行				—
剰余金の配当				△12,576
親会社株主に帰属する 当期純利益				75,017
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,885	△45,407	△43,522	△43,522
当期変動額合計	1,885	△45,407	△43,522	18,919
当期末残高	365	△12,815	△12,450	845,031

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	195,062	124,475	537,944	—	857,481
当期変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△12,576		△12,576
親会社株主に帰属する 当期純利益			88,439		88,439
自己株式の取得			—	△36,400	△36,400
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	75,863	△36,400	39,463
当期末残高	195,062	124,475	613,807	△36,400	896,945

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	365	△12,815	△12,450	845,031
当期変動額				
新株の発行				—
剰余金の配当				△12,576
親会社株主に帰属する 当期純利益				88,439
自己株式の取得				△36,400
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,886	31,542	28,656	28,656
当期変動額合計	△2,886	31,542	28,656	68,119
当期末残高	△2,521	18,726	16,205	913,150

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	72,907	134,559
減価償却費	120,033	212,604
減損損失	65,539	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,483	2,039
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,549	934
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	4,250	6,678
受取利息及び受取配当金	△807	△776
負ののれん発生益	△188,491	—
支払利息	16,284	31,312
為替差損益(△は益)	△1,517	13,392
固定資産除却損	402	—
売上債権の増減額(△は増加)	9,445	85,685
棚卸資産の増減額(△は増加)	△14,888	△208,001
仕入債務の増減額(△は減少)	40,869	90,721
未払消費税等の増減額(△は減少)	△1,267	△12,060
未払金の増減額(△は減少)	82,532	△181,570
その他	△43,559	△139,496
小計	158,701	36,023
利息及び配当金の受取額	807	776
利息の支払額	△16,723	△31,335
法人税等の支払額	△1,770	△13,954
営業活動によるキャッシュ・フロー	141,015	△8,489
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△298,322	△312,297
無形固定資産の取得による支出	—	△12,211
投資有価証券の取得による支出	—	△30,000
保険積立金の積立による支出	△52,031	△979
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △541,559	—
その他	1,000	△19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△890,912	△355,507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	222,310	△54,930
長期借入れによる収入	1,271,686	347,517
長期借入金の返済による支出	△231,343	△442,344
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
配当金の支払額	△12,576	△12,576
自己株式の取得による支出	—	△36,400
その他	—	△8,925
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,240,077	△217,658
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,495	15,621
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	497,674	△566,034
現金及び現金同等物の期首残高	560,739	1,058,414
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,058,414	※1 492,379

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社4社すべてを連結しております。

連結子会社の名称

三輝特殊技研(香港)有限公司

深圳市參輝精密五金有限公司

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED

STX PRECISION (JB) SDN. BHD.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、連結決算日との差異が3ヵ月を超えない子会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。なお、決算日の翌日から連結決算日まで生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

a. 製品、仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

b. 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社は、主として定率法、在外連結子会社は、主として定額法を採用しております。ただし、当社は、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～13年

ロ 無形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

借地権 50年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、主に金属部品鑄造及び加工事業を行っており、顧客との契約から生じる収益に関する当該事業における主な履行義務は金属部品の製造及び販売又は金属部品の加工であり、当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、顧客に製品を引き渡した時点であり、当該時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額

繰延税金資産 22,732千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社は、貸借対照表上の資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異である一時差異及び税務上の繰越欠損金等について、繰延税金資産及び負債を認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日時点において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に示された要件に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社の経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、当社経営者の主観的な判断及び見積りを伴います。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見積りに対する何らかの調整や将来の税法の改正は、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内販売において、出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

この結果、当連結会計年度の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社グループにおいては、当連結会計年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和5年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳額

固定資産の取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
機械装置及び運搬具	688千円	688千円

2 当座貸越契約

当社及び連結子会社2社（SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED、STX PRECISION (JB) SDN. BHD.）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行（前連結会計年度は6行）と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
当座貸越極度額の総額	506,400千円	468,371千円
借入実行残高	303,200	320,654
差引額	203,200	147,716

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
建物	386,856千円	392,887千円
借地権	203,448	208,350
計	590,304	601,238

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
短期借入金	184,990千円	86,359千円
1年内返済予定の長期借入金	266,341	65,528
長期借入金	127,988	4,856
計	579,320	156,744

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
売上原価	5,861千円	26,105千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
役員報酬	57,800千円	59,800千円
給料及び手当	164,224	235,668
賞与引当金繰入額	6,934	8,014
役員賞与引当金繰入額	3,926	4,860
退職給付費用	3,255	4,103

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
機械装置及び運搬具	402千円	435千円

※5 減損損失

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
静岡工場（静岡県伊豆市）	事業用資産	建物及び構築物
静岡工場（静岡県伊豆市）	事業用資産	機械装置及び運搬具
静岡工場（静岡県伊豆市）	事業用資産	その他

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として製造工程、地域性、投資の意思決定単位等を加味してグルーピングを行っております。本社等の事業用資産については、共用資産としております。

当社グループ静岡工場において、収益性低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に65,539千円計上しております。

これらの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については専門家による鑑定評価等に基づいております。

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

※6 臨時休業関連損失

新型コロナウイルス感染症拡大による現地政府からの休業命令により、連結子会社の工場を臨時休業したことに伴う、休業期間に係る固定費（人件費・地代家賃・減価償却費等）を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,717千円	△4,160千円
組替調整額	—	—
計	2,717	△4,160
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△45,407	31,542
計	△45,407	31,542
税効果調整前合計	△42,690	27,382
税効果額	△831	1,273
その他の包括利益合計	△43,522	28,656

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	2,717千円	△4,160千円
税効果額	△831	1,273
税効果調整後	1,885	△2,886
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	△45,407	31,542
税効果額	—	—
税効果調整後	△45,407	31,542
その他の包括利益合計		
税効果調整前	△42,690	27,382
税効果額	△831	1,273
税効果調整後	△43,522	28,656

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	838,400	—	—	838,400
合計	838,400	—	—	838,400
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,576	15	令和2年3月31日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,576	15	令和3年3月31日	令和3年6月29日

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	838,400	—	—	838,400
合計	838,400	—	—	838,400
自己株式				
普通株式	—	11,200	—	11,200
合計	—	11,200	—	11,200

（変動事由の概要）

令和3年6月28日開催の定時株主総会決議による自己株式の取得 11,200株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会 計年度末 残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和3年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,576	15	令和3年3月31日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和4年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,408	15	令和4年3月31日	令和4年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
現金及び預金勘定	1,058,414千円	492,379千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	1,058,414	492,379

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内容

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

株式の取得により新たにSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	818,589千円
固定資産	1,007,397
流動負債	△781,579
固定負債	△191,055
負ののれん発生益	△188,491
株式の取得価額	664,860千円
現金及び現金同等物	△123,300
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	541,559千円

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヵ月以内の支払期日であります。借入及び社債の発行は、主に設備投資及び借換に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で20年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社グループは、営業債権については、管理本部経理課が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、各拠点と連絡を取り、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当社グループは、社内の各部署からの情報に基づき、経営企画課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,058,414	1,058,414	—
(2) 受取手形及び売掛金	778,122	778,122	—
(3) 電子記録債権	30,506	30,506	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	21,295	21,295	—
資産計	1,888,338	1,888,338	—
(1) 買掛金	317,497	317,497	—
(2) 未払金	290,522	290,522	—
(3) 短期借入金	794,400	794,400	—
(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	10,000	9,979	△20
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,803,418	1,839,707	36,289
負債計	3,215,837	3,252,106	36,268

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	492,379	492,379	—
(2) 売掛金	733,733	733,733	—
(3) 電子記録債権	24,760	24,760	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	47,135	47,135	—
資産計	1,298,009	1,298,009	—
(1) 買掛金	421,978	421,978	—
(2) 未払金	114,856	114,856	—
(3) 短期借入金	766,153	766,153	—
(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	—	—	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,746,025	1,778,574	32,548
負債計	3,049,013	3,081,562	32,548

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、その他有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（1年内償還予定の社債を含む）、(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価を算定しているもののうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映しており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)
現金及び預金	1,058,414
受取手形及び売掛金	778,122
電子記録債権	30,506
合計	1,867,043

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (千円)
現金及び預金	492,379
売掛金	733,733
電子記録債権	24,760
合計	1,250,874

(注3) 社債及び借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（令和3年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	794,400	—	—	—	—	—
社債	10,000	—	—	—	—	—
長期借入金	424,201	146,364	309,108	100,049	70,147	753,547
合計	1,228,601	146,364	309,108	100,049	70,147	753,547

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	766,153	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
長期借入金	302,930	346,844	150,899	140,088	119,237	686,024
合計	1,069,084	346,844	150,899	140,088	119,237	686,024

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	47,135	—	—	47,135
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	—	—	—
資産計	47,135	—	—	47,135
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—
金利関連	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
売掛金	—	733,733	—	733,733
電子記録債権	—	24,760	—	24,760
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	—	758,494	—	758,494
買掛金	—	421,978	—	421,978
未払金	—	114,856	—	114,856
短期借入金	—	766,153	—	766,153
長期借入金	—	1,778,574	—	1,778,574
負債計	—	3,081,562	—	3,081,562

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、並びに電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信

用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (令和3年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,315	1,370	1,945
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,315	1,370	1,945
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	17,980	19,398	△1,418
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	17,980	19,398	△1,418
合計		21,295	20,768	526

当連結会計年度 (令和4年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,115	1,370	745
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,115	1,370	745
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	45,020	49,398	△4,378
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	45,020	49,398	△4,378
合計		47,135	50,768	△3,633

2. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの退職給付制度は、社内規程に基づき、退職時までの勤続年数や給与等に基づき算定された退職金を社内資金から支払うことになっております。また、当社及び一部の連結子会社が有する退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当社は、平成30年1月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行いたしました。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	28,562千円	31,820千円
退職給付費用	5,344	7,293
退職給付の支払額	△1,093	△615
為替換算差額	△992	△78
退職給付に係る負債の期末残高	31,820	38,419

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	31,820千円	38,419千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,820	38,419
退職給付に係る負債	31,820	38,419
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	31,820	38,419

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 5,344千円 当連結会計年度 7,293千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,271千円、当連結会計年度3,589千円であります。

4. その他の事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は10,234千円であり、4年間で移換が完了しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 56,000株
付与日	平成28年4月1日
権利確定条件	当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年4月2日から 令和8年4月1日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月5日付で株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(令和4年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成28年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	51,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	51,000

(注) 平成30年9月5日付で株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成28年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,800
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成30年9月5日付で株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 73,950千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの
権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,822千円	4,622千円
役員賞与引当金	1,202	1,488
未払金	601	913
退職給付に係る負債	7,442	8,895
棚卸資産	7,141	10,751
税務上の繰越欠損金(注)	14,700	14,657
その他有価証券評価差額金	—	1,112
減損損失	20,266	16,741
貸倒引当金	8,920	9,230
その他	2,595	42,740
繰延税金資産小計	69,693	111,154
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	—	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,190	△1,190
評価性引当額小計	△1,190	△1,190
繰延税金資産合計	68,502	109,963
繰延税金負債		
海外子会社の留保利益	△10,295	△13,358
圧縮記帳積立金	△1,894	△1,515
その他有価証券評価差額金	△161	—
連結子会社の時価評価差額	△38,930	△38,774
海外子会社の減価償却費	△37,107	△49,721
その他	△2,215	—
繰延税金負債合計	△90,604	△103,369
繰延税金資産の純額	△22,102	6,593

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和3年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	14,700	—	14,700
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	14,700	—	(※2)14,700

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金14,700千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産14,700千円を計上しております。当該繰延税金資産14,700千円は、連結子会社SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDにおける税務上の繰越欠損金の残高14,700千円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（令和4年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	14,657	—	—	14,657
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	14,657	—	—	(※2) 14,657

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金14,657千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産14,657千円を計上しております。当該繰延税金資産14,657千円は、連結子会社SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDにおける税務上の繰越欠損金の残高14,657千円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当連結会計年度 (令和4年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	1.1
住民税均等割	1.0	0.5
海外子会社税率差異	21.0	△1.0
留保金課税	4.3	3.0
負ののれん発生益	△79.2	—
株式取得関連費用	38.7	—
評価性引当額の増減	△23.0	—
その他	2.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△2.9	34.3

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(取得による企業結合)

当社は、令和3年3月26日開催の取締役会において、STX PRECISION (JB) SDN. BHD. の全株式を取得(子会社化)することを決議したことを受けて、同日付でSTX PRECISION CORPORATION SDN. BHD. との間で株式譲渡契約を締結し、令和3年3月31日付で完全子会社化しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 STX PRECISION (JB) SDN. BHD.

事業の内容 アルミダイカスト製品製造業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、将来に向けて新規事業やM&Aを積極的に展開し、特に海外における生産能力向上・サプライチェーンの多元化を目指すことを経営課題としてまいりました。株式を取得しましたSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. は、マレーシア・ジョホールバルに拠点を置き、大手グローバルメーカー各社を主要顧客とし、豊富な設備により、電気機器部品、自動車部品等の様々な製品に対応が可能であるアルミダイカストメーカーであります。今後は、生産における互いの強みを融合することで、生産技術の向上を図ることができると考えております。さらに、主要顧客の重複もほとんどなく、当社のマグネシウムダイカスト技術の移転等によるサプライチェーンの多元化などのシナジー効果を見込んでいます。

(3) 企業結合日

令和3年3月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

STX PRECISION (JB) SDN. BHD.

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 ー%

取得後議決権比率 100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得することによりです。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

令和3年3月31日から令和3年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	664,860千円
取得原価		664,860千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー業務等に対する報酬・手数料等 92,036千円

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

188,491千円

なお、上記の金額は、企業結合日以後、決算日までの期間が短く、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識したものであります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	818,589千円
固定資産	1,007,397千円
資産合計	1,825,986千円
流動負債	781,579千円
固定負債	191,055千円
負債合計	972,635千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,626,000千円
営業利益	56,841千円
経常利益	49,809千円
税金等調整前当期純利益	49,809千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	34,130千円
1株当たり当期純利益	40.71円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定し、算定された売上高及び損益情報を、影響の概算額としております。当該企業結合は、当連結会計年度末に取得したため、これらの概算額のうち連結損益計算書に取り込まれた損益はありません。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	金属部品鑄造及び加工事業	
日本	946,144	946,144
中国	778,166	778,166
タイ	621,436	621,436
マレーシア	1,155,588	1,155,588
顧客との契約から生じる収益	3,501,336	3,501,336
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	3,501,336	3,501,336

当社グループは、金属部品鑄造及び加工事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載はしていません。

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。なお、中国には香港を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時点で(又は充足するに応じて)収益を認識する。

当社グループは、金属部品鑄造及び加工事業において財又はサービスの提供を行っており、完成した財又はサービスを顧客に供給することを履行義務としております。原則として財又はサービスの納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

これらの履行義務に値する対価は、履行義務を充足後おおむね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおいては、契約資産および契約負債の残高が存在していません。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に記載した収益はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、金属部品鋳造及び加工事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	タイ	合計
1,115,308	169,437	695,737	1,980,483

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。なお、中国には香港を含んでおります。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	タイ	マレーシア	合計
86,725	78,439	523,663	796,228	1,485,057

(注) 中国には香港を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
C B C (株)	721,720	金属部品鋳造及び加工事業
甲信工業 (株)	503,059	金属部品鋳造及び加工事業

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中国	タイ	マレーシア	合計
946,144	778,166	621,436	1,155,588	3,501,336

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。なお、中国には香港を含んでおります。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	タイ	マレーシア	合計
285,364	122,260	465,510	780,320	1,653,455

(注) 中国には香港を含んでおります。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
甲信工業（株）	663,497	金属部品製造及び加工事業
C B C（株）	826,009	金属部品製造及び加工事業
AXIS COMMUNICATIONS AB	618,252	金属部品製造及び加工事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失についての記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

単一セグメントであるため、報告セグメントごとの負ののれん発生益についての記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員 の 近 親 者	佐藤武幸	当社社長の近親者	（被所有） 9.27%	—	自己株式取得	18,200千円	—	—千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得は、東京証券取引所立会外取引（ToSTNeT-1）を利用した相対取引により取得しており、取引価格は令和3年6月25日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける当社株式の最終価格（ただし、同日に売買取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）によるものであります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	1,007.91円	1,103.91円
1株当たり当期純利益	89.48円	106.54円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	87.12円	103.70円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	75,017	88,439
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	75,017	88,439
普通株式の期中平均株式数(株)	838,400	830,115
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	22,725	22,754
(うち新株予約権(株))	22,725	22,754
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 S T G	第 1 回無担保社債	平成28年12月22日	10,000	—	0.3	なし	令和3年12月22日
合計	—	—	10,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	794,400	766,153	1.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	424,201	302,930	0.6	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,379,216	1,443,094	0.6	令和5年～令和23年
合計	2,597,818	2,512,179	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	346,844	150,899	140,088	119,237

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	538,222	1,518,805	2,461,704	3,501,336
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (千円)	3,529	29,028	60,710	134,559
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (千円)	3,882	19,081	35,483	88,439
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	4.63	22.91	42.70	106.54

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	4.63	18.24	19.74	63.79

第7【外国為替相場の推移】

記載を省略しております。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月末日 毎年3月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL https://www.stgroup.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月28日

株 式 会 社 S T G

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

栗原 裕幸

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

中尾 志都

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社STGの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社STG及び連結子会社の令和4年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上